

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 対象と考えられる保険医療機関・薬局（2/2）

やむを得ない事情	対象と考えられる保険医療機関・薬局	導入の期限
（5）廃止・休止に関する計画を定めている 保険医療機関、薬局	令和6年秋までの具体的な廃止・休止時期が決まっている施設	廃止・休止するまで （遅くとも令和6年秋まで） ※休止の医療機関が診療・調剤を再開した場合は、その時点で導入が必要
（6）その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	ア 自然災害等により継続的に導入が困難となる施設 イ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない施設 （目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下） ※「65～69歳」「70～74歳」「75～79歳」「80～84歳」「85歳以上」の中から選択いただくの年齢区分とレセプトの月平均件数を基に経過措置の対象となるかについて個別に判断します。 ウ その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある施設 例えば、上記(1)～(5)又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合（「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年以内に閉院を予定している」といった場合等）	特に困難な事情が解消されるまで